

東広島市優良建設工事等表彰事務取扱要綱

平成31年4月1日制定

令和4年4月1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、東広島市が発注する建設工事において、優秀な受注者等を表彰するために必要な事項を定めることによって、受注意欲や建設業界の意識の高揚を図るとともに、業界の魅力や社会的評価を向上させ、もって本市における工事の品質の向上及び適正な施工に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 東広島市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 受注者 前号に規定する工事を受注した者であって、建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいう。
- (3) 市内業者 建設業法第5条第2号の営業所のうち主たる営業所かつ登記されている本店を東広島市内に有する者をいう。
- (4) 評定対象工事 東広島市工事成績評定要領（平成19年4月1日制定）第2条に規定する成績評定の対象となる工事をいう。
- (5) 工事成績評定点 東広島市工事成績評定要領第5条により採点された点数をいう。

(表彰審査の対象となる工事)

第3条 表彰審査の対象となる工事は、前年度に市内業者が施工し、完成し、市が引渡しを受けた評定対象工事のうち、80点以上の工事成績評定点が付されたものとする。

2 前項の市内業者には、共同企業体の構成員である市内業者を含むものとする。

(表彰の区分及び選考基準)

第4条 表彰は、次の各号に掲げる区分ごとに定める基準を満たす受注者を選考対象とする。

(1) 優良建設工事表彰

前年度に評定対象工事を2件以上施工した実績がある受注者であって、それら全ての工事成績評定点が次の要件を満たすこと。

ア 平均点が75点以上であること。

イ 65点未満でないこと。

(2) 優良建設工事特別表彰

同一の建設工事の種類において、前号による表彰を4年連続で受け、その翌年度に同表彰の選考対象となった受注者。

(欠格事項)

第5条 前条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を行わない。

- (1) 表彰年度の前年度当初から表彰日までの間に、建設業者等指名除外基準要綱（平成7年12月14日制定）第2条第1項に規定する指名除外の措置を受けた期間がかかる受注者。
- (2) 表彰の候補となった工事（以下「表彰候補工事」という。）において、労働災害、公衆災害等（受注者の責めに帰すことができないものを除く。）が発生した場合。
- (3) 表彰候補工事において、契約不適合の事由が発生した場合。
- (4) 東広島市建設工事競争入札参加資格を持たない受注者。
- (5) その他次条に定める表彰の審査で表彰を行うことが不適当と判断した受注者。

(表彰の審査)

第6条 被表彰者の適否については、工事成績評定審査会設置基準（平成19年4月1日制定）に定める「工事成績評定審査会（以下「審査会」という。）」において審査する。

(被表彰者の決定)

第7条 市長は、前条による審査会の審議結果に基づき、被表彰者を決定する。

(被表彰者への通知)

第8条 市長は、前条により決定した被表彰者に対し、別記様式第1号により通知する。

(表彰の方法)

第9条 表彰は、市長が表彰状を贈ってこれを行う。

(被表彰者の公表)

第10条 市長は、表彰日以後速やかに、被表彰者を別記様式第2号により市公式ホームページに掲載して公表する。

(表彰又は公表の辞退)

第11条 被表彰者は、表彰又は公表を辞退できるものとする。

2 表彰又は公表の辞退を希望する被表彰者は、第8条による通知を受理した日から起算

して14日以内に、その旨を別記様式第3号により市長に通知するものとする。

- 3 市長は、前項により通知のあった場合、表彰の辞退においては表彰及び公表を、公表の辞退においては公表を、それぞれ行わないものとする。

(表彰の取消し)

第12条 市長は、表彰の決定後、次のいずれかの事実が判明した場合には、審査会の審議を経て、表彰を取り消すことができる。

- (1) 被表彰者が第4条各号に定める基準を満たさない場合
- (2) 被表彰者が第5条各号に定める事項に該当する場合
- (3) その他表彰を行うことが適当でないと判断される事実が判明した場合

2 前項各号による事実が判明した日が表彰日以前であって、表彰日までに審査会の審議を経ることが困難な場合には、市長は審査会の審議を経るまでの間表彰を保留することができる。

- 3 市長は、第1項の規定により表彰を取り消した場合には、別記様式第4号により被表彰者に対して通知するとともに、第10条に規定する公表を取り消す。

(表彰に係る事務)

第13条 表彰に係る事務は、総務部検査課が行う。

(市内業者以外の受注者への準用)

第14条 この要綱(第9条を除く。)の規定は、市内業者以外の受注者を対象として、優良建設工事に相当する工事を施工した受注者を公表する場合について準用する。この場合において、第3条第1項中「表彰」とあるのは「公表」と、「市内業者」とあるのは「受注者」と、同条第2項中「市内業者」とあるのは「受注者」と、第4条から第8条まで及び第10条中「表彰」とあるのは「公表」と、第11条第1項中「被表彰者は、表彰又は」とあるのは「被公表者は、」と、同条第2項中「表彰又は公表の辞退を希望する被表彰者」とあるのは「公表の辞退を希望する被公表者」と、第12条及び第13条中「表彰」とあるのは「公表」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 前項の場合において、別記様式第1号及び別記様式第2号中「表彰」とあるのは「公表」とし、別記様式第3号中「(表彰/公表)」とあるのは「公表」と、「表彰区分」とあるのは「公表区分」とし、別記様式第4号中「表彰の」とあるのは「公表の」と、「表彰に」とあるのは「公表に」と、「第12条」とあるのは「第14条第1項において準用する第12条」と、「表彰を」とあるのは「公表を」と、「表彰区分」とあるのは「公表区分」とする。

(その他)

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成32年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(別記)

様式第1号(第8条関係)

東 広 検 第 号
元号 年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者氏名 様

東 広 島 市 長
(総務部検査課)

東広島市優良建設工事等表彰の決定について(通知)

次のとおり被表彰者となりましたので通知します。

表彰区分	工事名	工事場所	最終契約金額(円)	工事成績 評定点
				点

様式第2号（第10条関係）

元号 年度 東広島市優良建設工事等 被表彰者一覧

表彰区分	建設業者	所在地	工事名	工事場所	最終契約金額(円)	工事成績 評定点
						点
						点

様式第3号（第11条関係）

元号 年 月 日

東 広 島 市 長 様
（総務部検査課）

所在地
商号又は名称
代表者氏名

東広島市優良建設工事等（表彰／公表）の辞退について（通知）

元号 年 月 日付け東広検第 号で通知の（表彰／公表）を辞退したいので
通知します。

表彰区分	工事名	工事場所	最終契約金額(円)	工事成績 評定点
				点

様式第4号（第12条関係）

東 広 検 第 号
元号 年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者氏名 様

東 広 島 市 長
(総務部検査課)

東広島市優良建設工事等表彰の取消しについて（通知）

次の表彰について、東広島市優良建設工事等表彰事務取扱要綱第12条第1項第 号に該当するため、表彰を取り消したので通知します。

表彰区分	工事名	工事場所	最終契約金額(円)	工事成績 評定点
				点